

- 給与上手くんα Pro II VERSION:15.201
- 給与上手くんαクラウド Pro II・給与上手くんαクラウド SE Pro II VERSION:15.201

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 健康保険料率の改正

- 健康保険・介護保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県毎の保険料率が決定しました。（健康保険法第160条）
協会けんぽの令和7年度の都道府県毎の健康保険料率（特定保険料率及び基本保険料率）、介護保険料率が以下に変更されます。

特定保険料率： 3.420% (1.710%) → **3.380% (1.690%)へ変更**

基本保険料率： 都道府県毎

介護保険料率： 1.600% (0.800%) → **1.590% (0.795%)へ変更**

適用時期は令和7年3月分(4月納付分)の保険料額から適用されます。

- 子ども・子育て拠出金率

令和7年4月分からの子ども・子育て拠出金率は0.36%で据え置きとなる見込みです。

- 「改正雇用保険料率対応プログラム」の提供は4月上旬の予定です。

◆ 給与・賞与／出力

- 出力処理

支払帳票（明細書等）／明細書出力

給与（賞与）明細書の「F3 Excel出力」を行うと、社会保険累計の金額が所得税累計の欄に出力されるケースを修正しました。

◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“**給与処理 d b 【給与計算】(VERSION: 15.201) の変更点**”を参照してください。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:15.201）の変更点

改正概要

I. 健康保険料率の改正

1) 健康保険・介護保険料率

①全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県毎の保険料率が決定しました。（健康保険法第160条）

- ・協会けんぽの令和7年度の都道府県毎の健康保険料率（特定保険料率及び基本保険料率）、介護保険料率が以下に変更されます。

特定保険料率： 3.420% (1.710%) → **3.380% (1.690%) へ変更**

基本保険料率： 各都道府県毎（下記URL参照）

介護保険料率： 1.600% (0.800%) → **1.590% (0.795%) へ変更**

- ・適用時期は**令和7年3月分（4月納付分）**の保険料額から適用されます。

«参考 URL»

保険料率

令和7年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r07/250214/>

保険料額表

都道府県毎の保険料額表

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/>

2) 子ども・子育て拠出金率

①令和7年4月分からの子ども・子育て拠出金率は**0.36%で据え置き**となる見込みです。

※「改正雇用保険料率対応プログラム」の提供は4月上旬の予定です。

①令和7年度雇用保険料率は全体で0.1%引き下げられる予定です。

令和7年度の雇用保険料率（案）		
	令和6年度	令和7年度
雇用保険料率（全体）	1.55% <small>※1</small>	1.45% <small>※2</small>
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8 % <small>※3</small>  <small>※4</small>	0.7 %
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4 %	0.4 %
二事業費充当徴収保険率	0.35% <small>※5</small>	0.35% <small>※5</small>

出典元：職業安定分科会雇用保険部会（第203回）資料「雇用保険制度の現状について」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001375531.pdf>

改 正 対 応

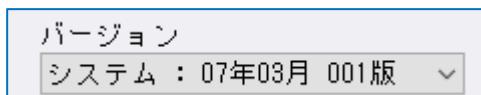
- 『令和7年給与マスター』の入力画面等を開くと、改正内容の情報を表示します。
変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



I. 登録・導入／社会保険料額表

1) 【健康保険料】／協会管掌

- ①令和7年3月の健康保険料率（額）に対応しました。
・バージョン「システム：07年03月 001版」のテーブルを追加しました。



※健康保険組合はマスターごとに保険料率の変更が必要です。

修正内容

I. 給与・賞与／出力

1) 出力処理

①支払帳票（明細書等）／明細書出力

給与（賞与）明細書の「F3 Excel出力」を行うと、次の条件の社員について、社会保険累計の金額が所得税累計の欄に出力されるケースを修正しました。

《社員の条件》

- 社会保険料の徴収があり、源泉所得税は無い社員

※全種類の明細書で現象は起きていました。

※紙への印刷は問題ありませんでした。

《例：1月分の給与明細書》

控除	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	社会保険合計	課税対象額	所得税	住民税
	7657	13725	840	22222	117778		

《Excel出力》

端	雇用率	退職者	非課税	課税対象額累計	課税支給累計	社会保険累計	所得税累計
6		無		117778	140000	22222	

②確認帳票／住民税リスト

令和6年マスターの社員情報の税金タブ「8月以降分」にのみ金額を入力している場合、「特別徴収設定一覧」の出力社員選択に該当の社員が表示されなかったのを修正しました。

以上